

静岡県弁護士会ニュース

〈災害時Q&A集〉

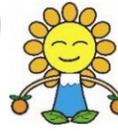
困ったときの窓口編

静岡県弁護士会

沼津支部 055-931-1848

静岡支部 054-252-0008

浜松支部 053-455-3009



http://s-bengoshikai.com/

※ 本書面の情報は平成29年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

1 被災者支援

■ **当面の生活費をどうにかしたい**
一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。詳しくは下記まで。
富士宮市社会福祉協議会 生活あんしん係 0544-22-0094

■ **生活保護について**
避難所等の避難先での申請も可能です。また、義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です（自立更生計画書が必要になる場合があります）。

■ **り災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか**
り災証明書とは、地震や風水害などの被災者からの申請により、市町が住宅の被害を調査して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊などに分かれます。り災証明書は、各種支援金、税の減免、融資申請などに必要となりますので、市町の案内に従って申請してください。
り災証明書は、余震等の二次被害防止のために緊急に建物の危険性をチェックし、赤（危険）、黄（要注意）、緑（調査済）のステッカーが貼られる応急危険度判定とは別の制度ですのでご注意ください。赤（危険）＝全壊認定、ではありません。

2 支払の問題

■ **年金や健康保険料の支払はどうなるか**
東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延長されました。国民健康保険については、下記へお問い合わせください。国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。
（国民健康保険の窓口）
富士宮市・保険年金課保険給付係 0544-22-1138
" 資格課係 " "
（国民年金の窓口）
富士宮市・保険年金課国民年金係 0544-22-1139
富士年金事務所 0545-61-1911（国民年金担当）

■ **住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配**
災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、甲慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。また、既存のローンの免除を受けての新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、制度を利用してもブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

■ **公共料金はどうなるか**
電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ **税金の支払はどうなるか**
納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。所得税・消費税・法人税等の国税については、富士税務署に確認を。
富士税務署 0545-61-2460（代表）
以下の県税については、富士財務事務所の課税課に確認を。
個人事業税 0545-65-2127
不動産取得税 0545-65-2129
自動車税 0545-65-2117
法人県民・事業税、自動車取得税等の県税については、沼津財務事務所を確認を。
沼津財務事務所 055-920-2013（代表）
市税の課税および納付については、富士宮市役所の各課に確認を。
市民税・県民税（市民税課） 0544-22-1126
軽自動車税（市民税課） 0544-22-1125
固定資産税（土地）・都市計画税（資産税課） 0544-22-1127
固定資産税（家屋）・都市計画税（資産税課） 0544-22-1249
市税の納付についての納税相談（収納課） 0544-22-1129
市税の口座振替等についての納税相談（収納課） 0544-22-1128

3 保険・共済の問題

■ **地震特約があるから、生命保険金は出ないか**
東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、下記にお問い合わせください。
（社）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ **地震・津波で自動車が壊れてしまった**
車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

■ **火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか**
保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、下記にお問い合わせください。
・災害救助法が適用された地域の方は、「自然災害損保契約照会センター」 0570-001-830（ナビダイヤル）へ。
・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ。

4 紛失物の問題

■ **本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか**
住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは富士宮市・市民課市民係（0544-22-1134）へ。
運転免許証は、静岡県東部運転免許センター（055-921-2000）や富士宮警察署（0544-23-0110）で再発行手続きをしてください。また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ **銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか**
銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。身分証明書があれば持参し、ないときはそのことも併せて相談してください。

■ **自動車がなくなりました（使えなくなりました）ので、登録を抹消したい**
沼津自動車検査登録事務所（050-5540-2051）に確認を。

■ **権利証の紛失など**
不動産の権利証を紛失しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

■ **実印や印鑑登録証がなくなりました**
実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続は、富士宮市・市民課市民係（0544-22-1134）に確認してください。

■ **クレジットカードがなくなりました**
各クレジット会社に紛失の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

5 その他

■ **免許証の有効期間が迫っている**
東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ **会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなった**
日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。
富士宮商工会議所 0544-26-3101（代表）